

広島大学法科大学院

# 法律科目試験

## [憲法]

2023年11月11日(土)

13:00~14:00

### 注意事項

- 1 ページ数は、表紙を除いて、1ページです。
- 2 問題は1問、解答用紙は2枚、下書用紙は1枚です。解答用紙の

〔憲法〕（80点）

酒税法（以下「法」という。）7条1項は、酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、また、製造場ごとに、その製造場所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならないことを規定する。また、同条2項は、酒類のうち「清酒」については、ひとつの製造場で1年間に製造しようとする見込数量が60キロリットルに達しない場合に免許を受けることができないことを相定する。さらに、法54条1項は、法7条1項の相定

による製造免許を受けないで酒類等を製造した者に対する罰則を設けている。なお、こうし

Xは、自己消費を目的として、清酒50リットルを無免許のまま、自宅で製造したために起訴された。しかし、Xは、酒税の安定的徴収のために他者への販売を目的とした酒類の大量製造の場合には、製造業者に免許を付与し、無免許の場合に処罰することに一定の合理性があるとしても、法7条2項により、少量の酒類しか製造しない者はそもそも免許を受けることができないにもかかわらず、自己消費を目的とした少量の酒類を無免許で製造した場合にも、法54条1項の罰則が適用されることに納得がいかない。そして、もっぱら個人の楽しみのためのみである自己消費を目的とした酒類製造であって、他者への販売等は一切考えておらず、誰にも迷惑等をおそれないにもかかわらず、そうした行為まで規制対象とするというのであれば、憲法上問題があるのではないかと考え、その旨裁判でも主張

広島大学法科大学院

# 法律科目試験

[刑法]

2023年11月11日(土)

14:25~15:25

注意事項

[刑法] (80点)

次の【事例】を読んで、(1) から (3) の問いに答えなさい。

【事例】

Xは、手っ取り早く遊ぶ金を得るため路上強盗を繰り返し、多額の現金を得ていた。その犯行の手口は、通行人の肩に自らの肩を軽く当てて因縁をつけ、その通行人を人目に付かない裏道に引っ張り込み、隠し持っていたナイフをその眼前に突き出して脅し所持金すべてを奪うというものであった。

Xはいつもの手口で現金を巻き上げようと考え、某日深夜1時頃、繁華街のはずれで通行人Aに目を付け、自らの右肩をAの右肩に軽く当てようとしたところ、Aが急にXの側にふらついたためXの右肩がAの喉元付近に正面からぶつかってしまい、Aは仰向けに転倒した。Aは転倒の際その後頭部を路面にぶつけて全治2週間の裂傷を負った。

Xは、Aを裏道に引っ張り込めず、計画通りにいかなかったので、何も取らずにその場から逃走した。

- (1) 未遂罪における実行の着手時期について、いわゆる形式的客観説と実質的客観説を簡潔に説明しなさい。(20点)
- (2) 強盗罪における実行の着手時期を簡潔に論じなさい。(15点)
- (3) 上記事例におけるXにつき刑法240条前段の罪の成立を認める立場を説明したう

広島大学法科大学院

# 法律科目試験

[民法]

2023年11月11日(土)

15:50~17:10

## 注意事項

- 1 ページ数は、表紙を除いて、1ページです。
- 2 問題は3問、解答用紙は3枚、下書用紙は1枚です。問いごとに解答用紙があります。解答用紙の記載を確認し、所定の解答用紙を使用してください。
- 3 解答は所定の解答用紙に横書きで書いてください。罫線外及び裏面を使用してはいけません。なお、使用する筆記用具の指定はありません。
- 4 解答用紙の所定の箇所には、受験番号のみを記入してください。氏名を書いてはいけません。
- 5 配布した解答用紙は持ち出してはいけません。
- 6 試験時間の途中で退室することはできません。
- 7 試験終了後、問題冊子及び下書用紙は持ち帰ってください。

[民法] (100点)

第1問 (20点)

医薬品製造業者Yは、Yの従業員AにY所有自動車(以下「本件自動車」という。)を用いて医薬品の配達をさせていた。Aは、勤務終了後、Yに無断で本件自動車を運転し誤ってX宅の外壁と衝突し、その外壁を破損させた(以下「本件事故」という。)。本件事故当時、AはYの制服を着たままであり、また、本件自動車にはYの業者名が大きく印字されていた。

Xは、Aに対して外壁修理代相当額の損害賠償を請求するつもりであったが、Aにはほとんど資力がなく、また、A及びYは本件事故に適用可能な自動車保険には加入していなかった。

Xは、Yに対して、本件事故によりXが支出した外壁修理代相当額の損害賠償を請求する

潔に解答しなさい。

第2問 (30点)

Aは、A所有のノートパソコン(以下「本件パソコン」という。)をBに売却した。その際、Aは、Bに対し、引き続き本件パソコンを使用したいと頼み、Bがこれを承諾したため、Aは、本件パソコンをBのために占有することを約束した。

その後、AはCにも本件パソコンを売却した。その際、Aは、Cに対しても、引き続き本件パソコンを使用したいと頼み、Cがこれを承諾したため、Aは、本件パソコンをCのために占有することを約束した。この時、Cは、Aが本件パソコンを占有していたので、Aが所